

一般社団法人ツーリズムとよた
定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人ツーリズムとよた（英文名 Tourism TOYOTA）と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県豊田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、豊田市の持つ世界水準のものづくり産業や豊かな自然環境など、多様な資源を磨き上げ、とよたならではの魅力として提供することで、誘客促進と経済効果につなげ、地域の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光振興等地域活性化のための戦略策定及び当該戦略に基づいた事業立案
- (2) 顧客動向を始めとした各種情報の収集及び分析
- (3) 観光資源の発掘並びに観光商品やその販売促進につながるものごと（ツアー、ルート、イベント、土産物等）の企画、開発及び運営
- (4) 地域資源等を活用した観光商品等を流通・販売するチャネルの確保及びチャネルを使った商品販売
- (5) 地域や観光商品のプロモーション
- (6) 観光や地域活性化に関わる人材等の育成
- (7) 観光を始めとする情報案内等の受入環境整備
- (8) 観光振興等地域活性化に必要となる市内外の組織、団体等との連携促進
- (9) 観光関連を始めとする組織、団体等に対するコンサルティング
- (10) 旅行業法に基づく旅行業及び旅行代理店業
- (11) 保険業法に基づく損害保険代理店業
- (12) 労働者派遣法に基づく一般及び特定労働者派遣業
- (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第3章 会員

(構成員)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人、法人又は団体
- (2) 特別会員 市内観光協会

(3) 名誉会員 この法人に対し、特に功労のあった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

(4) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、法人又は団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、この法人所定の入会申込書により入会の申込みをし、正会員においては理事会の承認を得なければならない。

2 会員に関する必要な事項は、理事会が別に定める規則による。

(会費)

第7条 この法人の会費は、総会で別に定める。

2 前項の会費は、毎年納期限までに納入しなければならない。ただし、年度の中途において新たに入会した者は、入会の際に納入するものとする。

3 既納の会費は、返還しないものとする。

4 特別会員及び名誉会員は、会費を免除する。

(退会)

第8条 会員は、退会する日の1週間前までに退会届を提出することで、任意に退会することができる。ただし、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

2 退会したときは、会員としての一切の権利を失う。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、当該会員を除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 定款又は総会の決議を無視する行為があったとき。

(2) この法人の名誉を汚損し、又は信用を失うような行為があったとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失し、退会しなければならない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(2) 正当な理由無く会費を1年以上滞納したとき。

(3) 該当会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(4) 総正会員が同意したとき。

(資格喪失に伴う会員の権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定により会員資格を喪失したときは、この法人に対する会員と

- しての権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は免れることができない。
- 2 既納の会費及びその他の拠出金品は、会員資格を喪失した場合でもこれを返還しない。

第4章 総会

(構成)

- 第12条 総会は、全ての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
 - 3 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(権限)

- 第13条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 各事業年度の決算及び計算書類の承認
 - (2) 会員の除名
 - (3) 理事及び監事の選任又は解任
 - (4) 理事及び監事の報酬等の額
 - (5) 定款の変更
 - (6) 会費等の額
 - (7) 重要な財産の全部又は一部の処分
 - (8) 解散及び残余財産の処分
 - (9) 理事会において総会に付議した事項
 - (10) その他会長が必要と認めた事項
 - (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第14条 定時総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 総正会員の3分の1以上の要求があるとき。

(招集)

- 第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総会を招集するには会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により開催日の2週間前までに正会員へ通知を発しなければならない。
 - 3 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
 - 4 会長は、前項の規定による請求があったときは、6週間以内に総会を招集しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき若しくは会長に事故があるとき又は理事全員が改選直後であるときの議長は、出席した理事の中から互選する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する決議をするに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 前項で理事又は監事の候補者の数が第24条に定める定数を上回る場合、過半数の賛成を得た候補の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 総会の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合、その提案に正会員の全員が書面又は電磁的方法によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 正会員が、代理人により議決権を行使する場合、総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならないが、代理人はこの法人の他の正会員でなければならない。

(書面による議決権行使)

第21条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を第18条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第22条 総会の議事については、議長が法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印して10年間この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(総会運営規則)

第23条 総会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会の決議において、別に定める規則による。

第5章 役員及び顧問

(役員を設置)

第24条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

- 2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等以内の親族(その他当該理事と法令で定める特別の関係にある者を含む。)の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 監事と理事は、兼ねることができない。監事を選任については、前項に準ずる。
- 4 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、1名を会長とし、3名以内を副会長、1名を専務理事とすることができる。
- 6 前項の会長をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。
- 7 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務・権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、この法人を代表し、業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が予め定めた順位に従い、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を掌理する。
- 5 会長、副会長及び専務理事の権限は、理事会が別に定める。
- 6 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認める時は意見を述べなければならない。

(顧問)

第28条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項に関し会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとすることができる。また、補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事が、第24条で定める定数を下回る時は、辞任または任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、理事又は監事としての権利義務を有する。

(報酬等)

第30条 理事、監事及び顧問は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。

- 2 役員は職務のために費用を支弁したときは、弁償を受けることができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引に係る重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引に係る重要な事実を、遅延なく、理事会に報告しなければならない。

(役員解任)

第32条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

(責任の免除又は限定)

第33条 この法人は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 この法人は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、法令又はこの定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認（これらを変更する場合も含む）
- (2) 業務の執行に関する事項
- (3) 総会に付随する事項
- (4) 総会によって委任された事項
- (5) 理事の職務の執行の監督に関する事項
- (6) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職に関する事項
- (7) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項（ただし、本定款において総会の専決を要するものは除く）
- (8) その他理事会の業務執行等に関する事項

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、法人法第100条に規定する場合において、必要があると認めて、会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは副会長が理事会を招集する。

3 総理事の3分の1以上から招集の請求があったときは、会長は2週間以内に理事会を招集しなければならない。

4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がこれに代わるものとする。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第42条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める規則による。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2 前項の書類は当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備えなければならない。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 役員の名簿
 - (3) 役員の報酬等の支給の基準を示した書類
- 3 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、役員の名簿及び会員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。
- 5 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(借入金)

第46条 この法人は予算に基づき資金の借入れをしようとするときは、理事会において議決を得なければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第47条 この法人は、剰余金の分配は行わない。

第8章 基金

(基金の拠出)

第48条 この法人は、会員又は第三者に対し、法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の取扱い)

第49条 基金の募集、申込み、割当て、払込み等の手続、基金の管理等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(基金の拠出者の権利)

第50条 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

- 2 基金の返還に当たり、拠出者が返還を求めない場合は、残余財産とし、第53条の規定によるものとする。
- 3 この法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできないものとする。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解散)

第52条 この法人は、法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益認定法第5条17号のイからトに掲げる法人又は国若しくは豊田市に帰属させるものとする。

第10章 専門委員会

(専門委員会)

第54条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めたときは、理事会の決議により専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(設置)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。
- 5 事務局の服務等の規定は、別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第56条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第57条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会

の決議により別に定める。

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。

第13章 補則

(特別の利益の禁止)

第59条 この法人は、この法人に財産の贈与もしくは遺贈をする者、この法人の役員もしくは会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員を選任、その他の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は理事会の決議により別に定める。

2 前項で定められた事項を除き、本定款に定めのない事項は、全て法人法その他法令の定めるところによる。